



南のかぜだより

*** 第8号 ***
 2019年 新春号
 発行 特定非営利活動法人
 ソーシャルネット南のかぜ



新春のお慶びを申し上げます みなさまの幸多かれとお祈り申し上げます

特定非営利活動法人ソーシャルネット南のかぜは、うぶ声を上げて早6年目を迎えます。
 私たちの目指したことの一つに、法人後見人として2人一組による活動があります。

後見人って何をしてくれるのかな？

その人が認知症になっても
 知的や精神に障がいを抱え判断能力が不十分でも
 いつまでも住み慣れた街で、安心して暮らせるように

その人の思いを大切に

その人の思いを実現するために

その人だけの専属相談員として、
 その人だけの人生の伴走者として、ずーっと一緒に歩いて行きます。
 その人だけのみまもり人として、後ろから必ず見守っています。



本人を真ん中に！

わたしの物語をつむぐ
 あすへのノート



< 南のかぜの相談内容のご案内 >

弁護士による専門相談（有料・予約制）

～遺言・相続・成年後見制度・任意後見制度利用等～

日 時：毎月第2木曜日①13：30～②14：30～

相談料：30分 5000円

場 所：ソーシャルネット南のかぜ事務局

一般相談・随時受付

～福祉全般・介護保険・成年後見制度・権利擁護に関する事～

初回2時間まで無料（事務局相談・訪問相談（要予約）・電話相談含）

TEL・FAX 042-379-8485

「わたしの物語をつむぐノート」の活かし方

ちょっと前までは、親に、遺言書を書いてというと、早く死ねという様ではばかりのことだったのですが、「エンディングノート」「終活」という言葉が使われることで自分のことを真剣に考えることにつながっているのではないかと感じています。子どもから親には、死後のことは聞きにくのですが、いま話題のノートだからとプレゼントすれば、きっと良いきっかけになるのではないかと思います。銀行口座や個人情報を入力する頁は袋とじ、常に新しいものと差し替えられるようにと処方箋袋もついています。あとは、保管場所を親子の合言葉にしては如何でしょうか。そして何よりも、何かがあったときのためにも、ご自身が考えて、大切なものを整理しておくことをお勧めしたいと思います。

平成29年改正介護保険法等による制度改正の主なポイント

平成29年改正介護保険法は、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」として国会成立、6月2日公布、平成30年4月1日施行されました。（利用者負担割合の見直しは8月1日施行）高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに制度を維持していくための費用負担の公平化を図り、サービスが必要とする人に必要なサービスが提供されるのが趣旨とされています。主なポイントは次のとおりです。

1. 自立支援・重度化防止のための仕組みが強化されました。

保険者（市町村）に対してデータ分析を踏まえた「自立支援・重度化防止」の施策・目標設定・達成評価を義務付け、これらの事業実績に応じた新たな交付金「保険者機能強化推進交付金」が設けられました。地域の高齢者の自立支援・重度化防止の実績が上った保険者に対しインセンティブを付与し、実績評価を新たな取り組みへとつなげながら、PDCA（P計画D実施C評価A改善）サイクルを機能させるといえるものです。

介護報酬改定でも幅広いサービスに対して自立支援・重度化防止の強化のための仕組みの強化が図られています。通所介護では利用者のADL（日常生活動作）の維持・改善に係るアウトカム評価の仕組みが設けられました。また訪問介護では頻回な生活援助を組みこんだケアプランを保険者に提出するようケアマネジャーに義務付け、地域ケア会議で検証し、必要に応じてプラン是正を勧奨することが8月より施行されています。

2. 新しい介護保険施設として、医療と介護の連携施設「介護医療院」が創設されました。

長期にわたる療養が必要な要介護者に対して、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設として、「介護医療院」が創設されました。現行の「介護療養型医療施設」（介護療養病床）は2024年3月末で廃止されます。

3. 新たに高齢者と障害者の両方にサービスを提供するための両制度にまたがる形で「共生型サービス」が創設されました。

「我が事・丸ごと」のビジョンに向け平成29年、社会福祉法が改正されました。「我が事」とは、地域住民や地域の多様な主体が、地域課題を「自

分たちのこと」として捉えること、「丸ごと」とは制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手・受け手」という関係を超えて、人と資源をつなぐことです。このビジョンの内容は「地域住民等の責務」について「自ら地域の多様な課題を把握」、「課題解決のために支援関係の機関との連携を図る」の留意を求め、「市町村・都道府県政等との協働による包括的支援体制づくり、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉（支援）計画の策定を努力義務」としました。

また新たに介護保険と障害福祉の制度にまたがる形で「共生型サービス」が創設されました。これにより障害福祉サービスの利用者が65歳となったときでも、引き続き同じ事業所で介護保険のサービスを受けることができるようになります。

4. 自己負担が2割の利用者のうち現役並みの所得がある利用者には3割負担が導入されました。

利用者負担割合が2割の方のうち、特に所得の高い方（現役並み所得がある人）がサービスを利用した時の利用者負担割合が3割に引き上げられました。ただし、月額4万4千4百円の負担の上（高額介護サービス費）がありません。

5. 介護納付金への総報酬割が導入されました。

第2号被保険者の保険料は介護納付金として医療保険者（健保組合、共済組合、協会けんぽ）に賦課しており、各医療保険者が加入者である第2号被保険者の負担すべき費用を一括納付しており、「加入者数に応じて負担」していましたが、これを被用者保険で

は「報酬額に比例した負担」（総報酬割）とすることとなりました。なお国民健康保険は現行のままです。このしくみは激変緩和のために、2020年度からの全面導入まで段階的に実施されます。（原星子）



法律コラム

元公証人・弁護士 小田泰機

「配偶者居住権」とは？

夫婦、子供一人、夫が亡くなって相続が開始し、相続財産は、夫婦が住んでいた夫所有の建物、時価3,000万円相当と現金・預貯金3,000万円とします。これまでの相続では、妻二分の一、子二分の一の割合、つまり妻、子ども、価格にするとそれぞれ3,000万円を相続することになります。妻が建物を相続した場合、現金・預貯金は相続できず、今後の生活費に困ります。妻が現金・預貯金を3,000万円相続すると、住む場所がなくなります。

改正相続法により、妻が配偶者居住権（評価額1,000万円）を取得し、現金・預貯金2,000万円を相続し、子が建物の所有権（評価額は配偶者居住権の評価額を差し引いた残額2,000万円）、現金・預貯金1,000万円を相続することにすれば、これまでの相続の不具合を避けることができます。配偶者居住権の評価額をいくらにするかが問題ですが、所有権の価格よりは当然相当額下回りますので、その差額相当額の現金・預貯金を妻は相続できますので、当面の生活費に困ることはないでしょう。これは一例ですが、配偶者居住権を活用することにより、夫死後の妻の生活は守られることが期待されます。

成年後見制度を学びましょう

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方(本人)について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

成年後見制度には、判断能力が不十分になる前に、あらかじめ契約により「誰に」「どのようなことを支援してもらうか」決めておく任意後見制度と、判断能力が不十分になってから家庭裁判所に利用の申立て後、審判によって、援助者として成年後見人等が選ばれる法定後見制度があります。

「ソーシャルネット南のかぜ」では、制度の概論を学び、更に制度利用のための手続きや方法・実務、後見人活動の実際などについての概略を下記の権利擁護講座でお伝えしていきます。

〈開催日と講座内容〉

第一日目 2019年 1月24日(木) 「任意後見制度の概要と実際」

第二日目 2019年 1月31日(木) 「法定後見制度の概要と実際」

第三日目 2019年 2月 7日(木) 「制度利用の申立ての実務と後見活動の実際」

会場： 特定非営利活動法人ソーシャルネット南のかぜ 事務所

講師： 社会福祉士(東京家庭裁判所成年後見人等候補名簿登載者)

開催時間： いずれも午後13:30～15:30

費用： 4,000円(「わたしの物語をつむぐノート」付き)



地域活動のおすすめ

最近では人生100年時代と言われます。その前はPPKが流行りましたが、そんな簡単に実行できなければ苦勞はないですね。しかし、周りの70代以上の方々はとても元気な方が多く驚きます。

あの元気の秘訣は何かしら？と改めて考えてみると、多くの方は何かしら地域社会と関わりを持っていることに気が付きました。

人の役に立つ社会貢献活動、趣味の活動、おしゃべり会や体操への参加など、とにかく何かしら人と関わりながら日常生活を送る事が元気を保つことにつながっているように感じます。

頻度は週一、月一、毎日など自分の体調と相談しながら行う、また、電車やバスで通う範囲から徒歩圏内の活動まで決して無理しないことも重要な視点のようです。

人と関わることで健康とボケ防止が手に入るなんてお得です。自宅で待っているのは難しいです、自分から外に出かける勇氣を持ってみませんか！
動けるうちに行動を。私も先輩達を見習い、地域活動を続けていこうと思っていま

(廣田雅恵)

ホットひと息 お金の話

社会福祉士・社労士・FP 音川敏枝

長生きなのに年金が減る

～それでも年金は「お宝資産」

賃金と物価の上昇に伴い、公的年金の支給額が調整されるしくみ(マクロ経済スライド)が、平成31年度に発動される見通しとなった。つまり、本来の年金額より年金額が減る。それでも2ヵ月に1回入金される年金はお宝資産だ。

統計によれば、同級生が90歳まで生存する割合は、男性が4人に1人・女性は2人に1人(簡易生命表・平成29年)。しかし、これで驚いてはいけない。

昭和25年生まれの男性が約3人に1人・女性は約5人に3人、昭和45年生まれの男性が、5人に2人・女性は3人に2人が90歳まで長生きする見込みの統計が公表された(平成30年10月社会保障審議会)。

寿命が延びた分、年金と預貯金取り崩しだけで暮らせない時代になった。そのとき慌てないため、メリハリのある家計管理が現役時から求められています。



今後の予定

- ① 会員連絡会・隔月開催
次回 1/23(水)
- ② 法律事例検討会 1/25 2/22 3/22
- ③ モニタリング 1/9
- ④ 第三回 権利擁護講座
1/24(木)、1/31(木)、2/7(木) 13:30～
1日目「任意後見制度の実際」
2日目「法定後見制度の実際」
3日目「成年後見制度利用申立の実務と後見活動の実際」

総会は、5月26日(日)の予定です。

5つの生活場面

(個人の権利、生活環境、健康管理と医療、労働と社会生活力の向上、安全な環境)

Personal Living Arrangements Healthy Care Work & Habilitation Safe Environment

米国ニュージャージー州の人権保護団体(The Guardianship Association of New Jersey, Inc)が刊行している「日常生活における権利と責任を具体的に理解するために“Where Human Rights Begin: Human Rights and Guardianship for Individuals with Developmental Disabilities”」という発達障害(developmental disabilities)者のための活動報告書の第1部に自己決定: 権利と責任の例が記載されています。その中の「26の権利と責任“Summary Chart Of 26 Human Rights”」について、この「南のかぜだより」に掲載しています。(1.「Respect」は前号に記載)。

26の権利は5つの主要領域に分類されています。個人の権利(Personal Right)、生活環境(Living Arrangement)、医療(Health Care)、労働と新しい生き方の構築(Work & Habilitation)の5つです。今回は、生活環境(Living Arrangements)の二つめの私物についてです。

7. 「Personal items」(私物)について

Right: To have your own money, clothing, and personal items kept safe

Sample Responsibilities: 「To take good care of your things」

「To leave other people's things alone」

私たちは大切な物を所有する権利があります。物とは、お金、衣類、電化製品、DVD、思い出の品、アルバム、公的な書類(身分証明書、保険証)などです。欲しい物や必要な物を選択し、所有し、管理し、大切にするためには、家族や支援者が、「本人の私物」という意識を持ち、子どもの時から自分で選ぶことを経験できるような環境作りが大切です。良かれと思って親や支援者が物を選択したり、制限したりしていないでしょうか。(小沢洋一)

柚子は効果万能! しかも多彩な効果のスーパーフルーツだった!

1 柚子の効果や効能ってどんなものがあるの?

①抗酸化作用②血糖値の改善、コレステロール値を正常に戻す
③疲労回復・整腸作用④血行改善⑤美白・皮膚の保水効果

2 柚子を生活に取り入れよう!でもどうやって摂取したらいい?・漬物・ドレッシング・シロップ等が効果的

(事務局 矢島)

編集後記

2018年は10代の活躍が目立った年でした。藤井7段が100勝達成。フィギュアスケートの紀平さんもデビュー年にグランプリファイナル優勝、卓球では張本君が史上最年少のグランプリ、みま・ひなペアがランドファイナル優勝。まさに、後生おそろい…。人生100年時代、我々もまだまだ、時間があります。がんばりましょう。(田村)

会員募集中です。あなたも会員に!

私たちの活動は、会員の会費に支えられています。

正会員 <入会金> 個人10000円 団体10000円

<会費> 個人12000円 団体10000円

賛助会員 <入会金> なし

<会費> 個人3000円 団体10000円

《連絡先》 特定非営利活動法人ソーシャルネット南のかぜ事務局

〒206-0804 東京都稲城市百村1620-18

Tel & Fax 042-379-8485

Mail: minaminokaze@triton.ocn.ne.jp

URL: <http://minaminokaze-social.net/>

営業時間: 10:00~16:00 (土日祝日は除く)

